

## デジタル社会形成基本法案に対する修正案要綱

### 第一 理念規定の修正

デジタル社会の形成に当たっては、「高度情報通信ネットワークの利用及び情報通信技術を用いた情報の活用により個人の権利利益が害されることのないようにするとともに、高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保を図らなければならない」とすること。  
(第十条関係)

### 第二 施策の策定に係る基本方針の修正

デジタル社会の形成に関する施策の策定に当たって国及び地方公共団体が講じなければならないとされる「国及び地方公共団体の情報システムの共同化及び集約の推進」について、これを努力義務とすること。  
(第二十九条関係)

### 第三 デジタル社会の形成に関する重点計画の作成手続の修正

内閣総理大臣が重点計画の案において地方自治に重要な影響を及ぼすと考えられる施策について定めようとする場合の意見聴取先として、地方六団体のみならず「地方公共団体の職員が組織する団体の全国的規模の連合体その他の関係者」を追加すること。  
(第三十七条第五項関係)

#### 第四 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。